

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（使用済樹脂貯蔵タンク増設））【10】」

2. 日時：令和4年12月12日 15時30分～17時04分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部設備保全グループリーダー◎ 他13名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンク（SRST）増設 設置変更許可申請 コメントリスト

・資料2 伊方発電所3号炉 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に係る 補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから四国電力伊方発電所の使用済み樹脂貯蔵タンクの増設に係る設置変更許可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:13	それではまず四国電力の方から、まず資料一位に沿って、説明をいただいてもよろしいですか。
0:00:22	はい、四国電力本店でございます。コメントリストに従ってご説明を申し上げたいと思います。
0:00:29	それでは、コメントリスト名左ナンバーで 50 番から進めさせていただきます。
0:00:38	50 番についてのコメントですけれども、
0:00:41	まず適合のための設計方針についてですけれども、4 条のところ、地震、
0:00:47	のところですが、こちらが示しておりました適合のための設計方針の記載のうち、それに応じた地震力の記載について具体的に記載することを取り込みといただいております、
0:00:58	記載を修正してございます。
0:01:01	補足説明資料の通し番号 22 ページですけれども、赤文字のところでございます。
0:01:08	ちょっと簡単に読み上げさせていただきます。設計基準タイプ施設である。
0:01:13	強み樹脂貯蔵タンクは、耐震重要度分類をBクラスに分類し、神氏、地震層せん断力係数Cilに 1.8 を乗じて求められる水平地震力に対して概ね弾性範囲の設計を行う。
0:01:25	また、共振の恐れのある場合には、弾性設計用地震動の地震動に、2 分の 1 を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。
0:01:35	オカ地震動による地震力は水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとするというふうに記載を修正してございます。
0:01:47	あと記載の適正化でございますけれども 20、通し番号 26 ページのところ赤文字のところを修正してございます。
0:01:55	真ん中、(1)、静的地震力のところですが、
0:01:59	静的地震力は耐震重要度分類に応じて施設に適用するし、静的地震力を適用することとし、具体的には地震層せん断力係数Cilに 1 回を乗じて算定するというふうにしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:13	あと通し番号 29 ページの、こちらも記載の適正化でございますけれども、
0:02:19	共振の恐れのある場合というところで記載を修正してございます。
0:02:25	権藤地震に関しては以上でございます。
0:02:28	はい。規制庁西内です。
0:02:30	少しお待ちいただいてもいいですか。
0:02:33	江藤規制庁。
0:02:38	衛藤、ちょっと前回のヒアリングでも確認をしたと思いますけど、方針については概ね理解できたところで、あとは、結局、共振の恐れがあるかどうかというところは、
0:02:49	あくまで詳細設計のいうなれば工認段階で、まずは確定していくものというふうに理解をしておりますけどそういうたり、そういった理解でよかったですかね。
0:03:00	四国電力平田です。ご認識の通りです。
0:03:04	わかりました。はい。院長規制庁ニシウチです承知しましたので、その上で現時点での予測じゃないですけど、
0:03:14	あくまで既設閑空についてももう共振の恐れがある施設として、B強振として設計をしているという状況もあるので、そういった状況を踏まえれば共振の恐れがある施設、
0:03:27	になりうるということを今では考えてます。そういう理解でよかったですかね。
0:03:32	昨年度のヒラタです。ご認識の通りです。承知しましてありがとうございます。
0:03:38	そういった状況を今確認したような内容についても、ちょっと補足説明資料の方に充実をしていただければと思うんですけど可能ですか。
0:03:48	四国電力平田です。
0:03:52	はい。記載することは可能です。はい。
0:03:57	場所に、
0:03:59	つきましては適切なルール等、
0:04:03	考慮して記載を追加させていただきたいと思います。
0:04:09	はい。規制庁西内です。そうですね
0:04:13	けっきょく、あれですね耐震設計としては詳細設計で詳細に耐震解析とか行い、耐震設計を行って確定させますよう、っていうのが全体のスタンスですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:25	なお、既設タンクにおいては供試の部分に関してはそういった実績があるよっていろいろの他の状況を入れていただくイメージかなあと考えていて
0:04:34	一番西郷にまとめて書くのか後は共振部分のところで、その部分だけ抜き出して書くのかっていうところかなと思いますけど。
0:04:43	はい。四国電力の村上でございます。おそらく表紙のところに書くのが適切だろうと思いますので、29 ページの通し番号 29 ページのbポツ、
0:04:58	の一番最後になお書きで、既設タンクについては現状教習の恐れのあるものとして設計していること、なお、新設のタンクについては、共振の恐れがあるかどうかは、
0:05:12	今後詳細設計で決まっていくことこの 2 点についてなお書きで追記させていただこうと考えておりますがそのイメージでよろしかったでしょうか。
0:05:22	はい規制庁西内です。そうですね今私も同じ認識というか共通認識が取れてるかなと思いますので、ちょっと資料の充実化というところをお願いをできればヒアリングでお聞きとった事項の充実化というところ記載をいただければと思います。
0:05:38	よろしいですか。はい。四国電力の村上です。拝承いたしました。
0:05:44	はい。あとちょっと、これはすみません順に確認ですけど、
0:05:50	ちょっと今私が許可を、
0:05:52	を開けてないんですけど、アノ、22 ページ。
0:06:01	22 ページでは適応のための設計方針書いてもらってると思いますけど、また共振の恐れが、恐れのある場合にはって書いてもらってますけど、ここら辺って既許可と同じ表現ぶりっていう理解でよかったですかね。
0:07:34	すみませんために規制庁ニシウチですけど、伊方発電所の方まで聞こえてますからこれ大丈夫ですか。
0:07:42	四国電力芝田です。音声聞こえております。
0:07:46	すみません、もう少しだけお時間。はい。
0:07:52	規制庁西内ですけど、ちょっと今私も並行して確認してるところですけど、
0:08:00	ああやの場合にはっていうような表現ではなくて、単純にもう教習の恐れがある施設については適用するみたいな感じで単純に書いてあって何か意味合いが変わってるのかどうかっていうところもちょうとお聞きしたかったんですよね。
0:08:12	次、四国電力の村上でございます。基本的には本分とテンパチから文書を持ってきております。逐条になると非常に詳細な

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:25	設定情報まで入ってくるような文章になって、
0:08:31	なりますので、本文テンパチから、
0:08:35	こういう所を作ってございます。なお、なおかつの
0:08:43	この当該地震動による地震力は、の部分については、築城から持ってきてるような文章の作りとしてございます。
0:08:53	規制庁西内ですわかりますと。
0:08:58	あれですね確かにマターの部分 22 ページ目のまたの部分でいうと、また共振の恐れのある場合にはその影響についての検討を行うっていう文章になっていて、
0:09:09	親権者の時の設計方針を見ると、また、共振の恐れのある施設については、その影響についての検討を行うとだけ書いてるんですね。確かに文脈文意的には変わってないのかなっていう気はしますけど。
0:09:22	どこまで何か、何て言うんですかね、多分表現ぶりを合わせにいかってというだけの話かもしれないですけど。
0:09:28	共振の恐れのある、
0:09:31	施設については、
0:09:33	ポツ、
0:09:34	弾性設計用地震動に 2 分の 1 を乗じた地震動によりその影響についての
0:09:38	でも違う場所が繋がらない。
0:09:42	共振の恐れがある場合にはっていうのは、
0:09:49	四国電力の村上でございます。今、お手元に店舗はちいはございますでしょうか逐条ではなくて添付 8 本文側になるんですけども、
0:10:01	テンパチの本文側っておっしゃってるのは、2 章以降の話ですか。
0:10:09	1 ポツ 4 ポツ 1 ポツ一井でございます。
0:10:21	少しお待ちいただいていいですか。
0:10:39	1 ポツすいません 1 歩II
0:10:42	1 ポツ 4 ポツ 1 ポツ 1 の(7)でございます。
0:10:48	下のページ数って書いてあります。すいません。
0:10:51	刊本で言えば 158 ページです。8-1 の 158 ページ。
0:11:10	はい。はい。お待たせしました。
0:11:14	衛藤この田崎部分を用いて、作文をしているような状況でございます。
0:11:25	今回表紙の増進の恐れのある施設については後、テンパちい、そのまま持ってくると、今回はSRSTだけが対象でございますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:39	恐縮、恐れのある場合にはという形にした上で、あとは、テンパチ通りの文章としてございます。
0:11:52	藤。ごめんなさい規制庁ニシウチですけど、今の最後の説明だけなんですけど、あれ、タンクは施設じゃなくて設備だよってそういうことを言いたかったってということですか。
0:12:07	共振のある起こった聴診の恐れのある施設については、
0:12:12	続けてしまいますと、全般デイタンクワーという手法で、文章がスタートしてますので、施設全体のことを指してしまいますので、
0:12:26	施設というよりは場合にはという条件で変えた方が、文章が繋がるのではないかという形で、恐れのある場合にはという形にさしていただいております。
0:12:37	規制庁西内です。
0:12:40	わかりました 2 段落目のまたのところも主語はタンクってことですね。
0:12:44	ご認識の通り、
0:12:46	わかりました文章が分かれてるの多分そういう場合は、くどくても主語をもう 1 回出すのは、多分正田なんですけど、そういう部位っていうことですね理解しました。
0:12:57	少なくとも企業カーの枠を出る話じゃないってところでの理解をしました。
0:13:05	少し舛田でもいいですかすみません。
0:13:12	あ、衛藤規制庁ニシウチです。すみません。
0:13:15	衛藤。
0:13:17	まず今の現行 22 ページに書いてる内容は理解ができて、
0:13:24	ちょっとここは純粹にちょっと
0:13:27	聞いてみたいんですけど、確認したいんですけど。
0:13:31	結局Bクラスの耐震設計方針って、同じ資料の 23 ページ目以降でこれ具体的な設計方針に記載をいただけてますけど、
0:13:44	まず地震力決めて、
0:13:46	そのあと 2、荷重の組み合わせ、どんな荷重を組み合わせるか後は許容限界決めて、
0:13:54	うん。そのあと 2、
0:13:56	衛藤。
0:13:59	波及的影響とか、そういった部分とかの考慮とかそういったものも付随していろいろやってると思うんですね流れで。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:06	別にこれは既許可から何か変えてるとかそういう話じゃなくって別に許可の設計方針通りやってるっていうことだと思うんですけど、今回この設計方針として地震力の部分をと、
0:14:17	に書いて、それ以降のその許容限界の話とかまで触れてない。
0:14:22	要はこのこの 22 ページがこの記載にとどまっているっていう理由、考え方的なところは何かあるんですけど。
0:14:32	要は結局どこまで書くかって話だと思うんですけど。
0:14:39	書記。四国電力の村上でございます。おっしゃる通りどこまで記載をするか。
0:14:44	だと思います。で、
0:14:48	基本的には、もう許可通りに、先ほど購入も含めてですね許可いただいた、結局工事に入力をして、確かというところ、
0:15:00	いう状況でございますので、ここまで買ったというところで、
0:15:08	今回具体的には概ね弾性範囲の設計を行うと、探してございますのでこれが実質、
0:15:16	協力状態 3Sの行事の適用を設計してございますので、ある意味、
0:15:24	許容値までは入ってるかなという認識ではおります入力から 9 オチまで。
0:15:30	以上です。
0:15:34	規制庁ニシウチですごくありました。ただこっちのイメージとしては、結局
0:15:42	基準規則を読んだときに、
0:15:47	基準規則だと
0:15:49	耐震重要施設の場合でいうと、
0:15:54	谷内が設計基準対象施設のところでいうと、2 項のところ
0:16:00	地震力を算定しなきゃいけない、その算定した地震力に対して十分に耐えるもので、
0:16:07	でなければならぬというような補足要求に対しての今回説明方針なので、地震力っていうところと、他える一っていうところへ弾性範囲っていうその二つについてメインに書いてもらっているもの。
0:16:19	地震力についても多分前回の、今までの記載で十分書いていたっていう説明かもしれないですけど、ちょっとB供試の部分の記載が読みづらかった不明確だったのでそこは具体化したものってそういう理解かなって思ってますけど。
0:16:32	若干ニュアンスが違いましたかね。さっきの話なんかも一応書いてる、一通り書いてる理解ってそういうことですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:41	四国電力の村上でございます。どこまでの濃さで書いてるかというところは
0:16:49	認識の違いはあろうかと思いますが、入力から用地までは、簡単ではございますが、記載をした上で、
0:17:01	先ほどおっしゃられた通り投資の部分が読みづらかったところもあって、また書き以降に追加をしているという状況でございます。
0:17:12	規制庁西内ですわかりました。
0:17:17	はい、わかりましたありがとうございます。
0:17:20	先ほどちょっとお話した
0:17:24	実績とあと詳細設計で最終的には確定しますよという趣旨の充実化の部分はちょっと喜多追加でお願いできればと思います。
0:17:33	耐震関係他に規制庁側から何か確認しておきたい点ありますか。
0:17:38	よろしいですか。はい。
0:17:40	すいません続けてですけど、
0:17:45	51 番ですか次続けて、
0:17:49	出力本店トミオカでございますそしたら 51 番に移らせていただきます。
0:17:56	51 番、火災関係 8 条でございます。
0:18:00	こちらにつきましては、
0:18:06	資料の通し番号 36 ページ。
0:18:10	見て、修正をしております。8 条のに対しての適合のための設計方針のところ、(3)火災の影響軽減のための対策のところを修正をしております。
0:18:23	簡単に読み上げさせていただきます。使用済み樹脂、総合環境室は、放射性物質の音同期の伸びを有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域であり、
0:18:33	アノを火災区域と分離するため、3 時間以上の耐火能力を有する耐火に設定しております。
0:18:45	8 条につきましては簡単ですが以上でございます。
0:18:49	はい。規制庁西内です。八条関係規制庁側からありますか。
0:18:54	原子力規制庁の仲野です。八条の関係でお伺いしたいんですけども、
0:19:00	前回のヒアリングの時にはですね、今回修正する前の状態で、
0:19:05	3 時間以上
0:19:08	使用しないというふうに記載いただいて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:10	も、今回
0:19:12	対価の平均に囲まれた
0:19:16	修文いただいて、
0:19:18	これについて、我々の方で確認した限りではですね、新基準の許可のときには、貯蔵かつ閉じ込め機能を有する。
0:19:27	機器については、3時間耐火能力を設置するとあって、今回のタンクについては貯蔵能力だけなので当初、瀬、
0:19:38	通せ必要と。
0:19:40	修正いただいたのかなと思い
0:19:47	新基準の許可の時には、ですけども、他の火災区域と隣接しない火災区域については、3時間待機を必要としないというふうなところがありまして、
0:19:57	今回のタンクについては、タンクのAの火災区域とタンクの新設の市の火災区域を隣接するというところから、隣接しないというところには該当しないため今回は3時間待機を有するというふうに説明が、
0:20:12	修正されたのかなというふうに認識しておりますけれども、こちら認識合ってますでしょうか。
0:20:21	四国電力シゲマスでございます。
0:20:26	最後の点、資料を設置許可許可等では、直轄取り組めというところは、
0:20:33	に対して3番手買う。
0:20:34	を設置するで、
0:20:36	ただし書きのところ、諸島のみを利用して、
0:20:42	火災区域と隣接しないところには設置しないというのは記載の通りでございます。今回、
0:20:48	廣瀬次長さん効率につきましては、醸造のみを有する箇所、かつ、火災区域、隣接承認該当するご指摘の通りでございます。で、
0:20:59	最後の方針には、
0:21:02	まず入ったちょ阿部アノウエキと、印刷する箇所というのを記載してないんですけども、使用済み樹脂貯蔵タンク室の設計として、
0:21:12	監事監査以下まで努力壁の
0:21:16	設置すると、これも記載したものでございます。
0:21:21	以上です。
0:21:25	原子力規制庁の仲です。
0:21:28	ありがとうございます。江藤。一応確認して私が最後、話した、説明の内容で相違ないという理解でよろしかったですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:49	すいません原子力規制庁の中野です。私の音声聞こえています。
0:21:54	伊豆市超えますです。終わります。
0:21:59	瀬戸。
0:22:03	衛藤。
0:22:05	今回使用済み使用済み樹脂貯蔵タンク室の設計として、3時間耐火以上の能力を有する壁を設置するという設計としたものでございます。
0:22:22	あ、すみません、原子力規制庁ナカノ谷津です。ちょっと、
0:22:25	先ほどおっしゃっていただいた最後の方がですね音声
0:22:30	ちょっと途切れてしまってるので、もう一度先生をお伺いしてもよろしいですか。
0:22:36	年ここへ来てますでございます。
0:22:39	なし。
0:22:40	使用済み樹脂貯蔵タンク率も、
0:22:44	選定とし、3時間以上の耐火能力を有する壁を設置するところの適合のための設計方針に期待をしたものでございます。
0:22:57	原子力規制庁の仲野です。すいません。ありがとうございます。
0:23:00	一応確認なんですけど修正の理由については、先ほど私の方から確認させていただいた内容で、相違ないという理解でよろしかったですか。
0:23:27	四国ユリシゲマス少々お待ちください。
0:24:13	当四国電力シゲマスご理解の通りでございます。
0:24:19	原子力規制庁の仲野です。承知しました。
0:24:26	はい。衛藤。規制庁西内ですけど。
0:24:42	ちょっとまた細かい、
0:24:43	話になっちゃうんですけど、
0:24:46	36 ページ目の(3)の部分で、
0:24:49	貯蔵機能のみを有するっていうナカノのみって記載する中で意味合いって何かあるんですけど。
0:24:58	何か好みっていうところに今の文章上何か、うん。一つ表とその意味合いがありますでしょうか。
0:25:05	年国連シゲマスですと、貯蔵、閉じ込めっていう裁判の中で、貯蔵だけという意味合いでのみと記載をしてございます。
0:25:16	規制庁西内です確認したかったのは、
0:25:23	のみ、
0:25:25	だったから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:26	のみだから何か対応が変わるのかどうかというところでちょっとお聞きしたかったですけど。
0:25:34	要は貯蔵機能だけというところとあと貯蔵機能かつ閉じ込め機能というところの二つが田橋貯蔵機能を持ってるんだったらその二つが選択肢だと思うんですけど。
0:25:43	その二つの選択肢なんかに変わるんですけど。
0:25:56	私ここにシゲマスヤマモトせ。
0:25:58	次許可の方針の方でも貯蔵かつ閉じ込め機能を有するところに対して3時間以上の耐火能力を有するというふうに記載してございましてその方針に沿った形で、
0:26:08	貯蔵機能のみというのを記載してございます。
0:26:15	衛藤。
0:26:28	すいません規制庁ニシウチですけど。
0:26:34	もともと既許可では二つって書いて、
0:26:41	結局あれですよ。中津でものみでも変わんないんですよ。いややることは、
0:26:50	いや既許可のときは、貯蔵かつ閉じ込め機能を有するところは分離します。ただし、時のみを有するところで他の火災区域と分離隣接してなければ、
0:27:03	当然、分離しませんって言うてるわけですよ。だから貯蔵機能のみで、プラス、隣接してる場合は、
0:27:12	分離しない、系統分離の部分にしませんよって言うてるわけですよ。今回そもそも他の火災区域と隣接しているんで、そもそものみっていうところを謳う必要があるのかどうかというところがよくわかんなかったっていうところだったんですけど。
0:27:28	よろしくお願いしますです。のみということはい実際にそこまで深い意味があるものではないです。
0:27:40	何か、規制庁の、
0:27:42	はい、規制庁ニシウチですけど、
0:27:45	いやなんか単純に迫の最後の文章最後の36ページのこの文章だけを見ていくと、
0:27:50	海野のみっていうところで何か何かを言いたいのかなっていうふうになんかかぶっちゃうんですけど、そういうものではないってそういうことではないんですかね。
0:27:58	僕もシゲマスです

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:01	そうです。特に深い意味があるわけではなく、貯蔵機能を有するのでという小池算ですね。
0:28:07	前例とかもそういった記載、
0:28:10	ございましたのでそれに合わせたというところもございます。
0:28:13	うん。規制庁西内です。今ツツミ前例っておっしゃった何の話ですか。
0:28:18	四国でシゲマス乾式貯蔵施設になります。
0:28:23	はい。わかりました。規制庁西内です。乾式貯蔵の時にわあ、これは分離してるんでしたっけ。
0:28:31	屍をしてます乾式の時江藤匡子区域多分他の区域と隣接しておりませんので、衛藤。
0:28:42	三階のタイプを設置してございますね。はい規制庁西内ですそうですねだから前例じゃないと思っただけなんですよ。
0:28:50	その時には貯蔵機能のみ、かつ、他の区域と分離してるからっていうその二つの理由で分離しません分離しませんっていうふうに言ってるわけですよ。
0:29:00	今回は、そもそも分離しませんって言ってるわけであって分離するって言ってるので、ナカノミっていうところを謳う必要がそもそもあるのかっていうところがよくわかんなかったっていうところなんですよ。
0:29:10	何か確認したいことって理解いただきます。
0:29:15	ここにシゲマスです趣旨は承知いたしました。
0:29:20	少々お待ちください。
0:29:27	規制庁西内です。単純に、貯蔵機能を有する火災区域だから、
0:29:32	3時間以上の
0:29:34	区域でタカギで分離しますっていうだけの文章なのかなっていう気がしたので、ナカノ三輪中前のこれ意味がないのかなって思ったぐらいの話なんですけど。
0:29:43	あまりそんなに何か深く考えてるわけじゃなくてなんか単純に文章読んでて疑問に思ったので確認させていただいてるだけの話です。
0:30:13	ホシコクニシシゲマスアノ。
0:30:15	先ほど申しました通りのみ特に深いには
0:30:18	ないですのでそこがもしなれるようであれば、ごみを消し付けることも可能かなと考えております。以上です。はい、規制庁西内です別にどっちでもいいんですけど、四国電力として何か意味を持って書いてるんだったら別に起こしていただければいいんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:34	夢を持って帰るんだったら意味を教えてくださいってというだけの話で、別に意味がないんだったら、四国電力としての意味がないんだったら消せばいいですよってそれだけの感覚なので、中内がどうこう言う話ではなくて、
0:30:44	四国電力としてどう考えているかを聞いたかったというだけのコメントととらえていただければと思うんですけど。
0:30:56	年小暮シゲマスです。アノのみを消したいと思います。出席して修正したいと思いますね城です。
0:31:03	はい。規制庁西内です。それはだから意味あまり別に意味はもはやないからっていう先ほど説明。
0:31:08	の流れでそういうふうにしたってそういうことですかね。
0:31:12	奥野シゲマスですご理解の通りでございます。規制庁西内ですわかりました。あともう1点なんですけど、ちょっとこれも別に明確っちゃ明確なんですけど、
0:31:21	既許可の設計方針の部分だと、まず、
0:31:25	3時間以上の耐火能力を有する耐火兵器として、3時間耐火に必要なコンクリート壁厚で150mm以上の壁厚を有するコンクリートへきまたは、
0:31:36	火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火兵器のこのどちらかで分離するって言ってるんですよ。
0:31:46	今回は、それはどういう意味合いでこう書いてるんでしたっけ。
0:31:57	四国電力シゲマスさせて結局説明のお話というところでしょうか。
0:32:02	当期オカダ等、3時間以上の耐火能力を有する耐火兵器として、
0:32:08	今言ったコンクリート激化、火災耐久試験による待機。
0:32:13	括弧、どちらかで分離しますよっていう文章で書いてるんですよ。
0:32:17	で、今回の菊岡能勢、今回の設計方針は単純に3時間以上の耐火乗る能力を有する耐火兵器で分離するとしか言ってないので、
0:32:27	要は、そのその対価平均の意味するところは、
0:32:32	既許可と既許可の150mm以上のコンクリート平均もしくは火災耐久試験により確認した耐火のどちらか要は既許可のその考え方を変えてませんよってという理解でいいんですかね。
0:32:44	イトウ四国電力資源はすべてご理解の通りでございます。今回のコンクリート壁等配管貫通部でございますので貫通部シール等で、3時間以上再確認することを、
0:32:55	衛藤と考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:58	はい。規制庁西内です。わかりましたと。いやこれも結局評価と非架空の確認でしかないんですけど。
0:33:06	既許可のときには、単純に設計方針で、この耐火兵器としてこういう
0:33:11	ものを、で分離しますよっていう表現をしてるんですけど今回はタイ開閉器でとしか言ってないので、何かそこに考え方があるんですけどっていうだけなんですよね。
0:33:24	と四国電力シゲマスです。衛藤町。
0:33:27	コンクリートですとか観測するとかそういったものを登録して大会ということにここには記載してございまして、
0:33:33	補足説明資料の方に、申し訳ありませんもともと、貫通部シールの3時間耐火の照明とかを記載していたんですけども、
0:33:43	判定してしまった経緯もございまして、また改めてそこを店舗を設置したいと考えてございます。
0:33:48	規制庁西内ですすみません補足の、すいません。
0:33:54	衛藤さん16ページ目以降の話はちょっとそのあとに確認しようと思ったんですけど、
0:33:59	まず36ページ目のこの部分の記載ですよ、この設計方針の部分の器差で、この対価1しか書いてないのんのが何か理由があるんですけどっていうそれだけなんですけど。
0:34:14	芦之シゲマスです。既許可の方も、耐火歴として、コンクリート壁、
0:34:21	または耐火兵器、括弧貫通部シールと等々記載がございまして、大気の中にコンクリート壁もあるし、観測シールも含まれているとそういった意味合いとして記載してございます。
0:34:34	はい。規制庁西内です期待の意味はそうなんですけど、清川コンクリート駅とかってそういうところまで書いてますよね。今回は書いてないじゃないですか何か違いがあるんですかってそういう通りです。
0:34:46	時刻のシゲマスです記載の意味合いが同じですので、と同じような記載になるように修正をしたいと思います。
0:34:53	はい。規制庁西内です同じような意味合いを、意味合いに修正をしたいのか、単純に許可でもうたっていてそこから変更その記載の意味合いに変更がないので今回はこれだけシンプルで簡潔に書いてますっていうことなのか何かいろいろ考え方あるのかなって思ったんですけど。
0:35:09	別に書けと言ってるわけじゃなくてですね。
0:35:12	どういう考え方でこういうふうにまとめたのかを聞いたかったってそれだけの質問なんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:17	コーポレートシゲマス既許可からの考え方の変更はございません。
0:35:22	はい規制庁西内ですけど、考え方の変更がないのはわかったので、じゃあ何でこう書いて、要は、
0:35:28	既許可のまま書くのが一番愚直ないいい例ですよわかりやすい例ですよ。変更がないことも含めて細かい部分も1字1句そのまま書くのが一番わかりやすい変更がありませんっていうパターンじゃないですか。
0:35:40	今回そうしてないですよ。コンクリート併記とかそこら辺のくだり書いてないじゃないですか。
0:35:45	そうしてないのは、もう既許可のそのテンパチで十分明確になっていると思っているので、今回はそこまであえて記載してませんというだけなのか、赤字に記載漏れだったら書きますということなのかそこら辺の考え方の違いかなというふうに気がしますが。
0:36:03	そこに教えますです最もとの記載の意図としては、先ほどおっしゃった前者の方で、
0:36:09	そこに含まれているものとして考えてございました。
0:36:14	だから、少なくともここで言っている3時間以上の耐火能力を有する耐火兵器の考え方自体は既許可から変更ないわけではないですよ。
0:36:24	はい、堀野シゲマスご理解の通りでございます。
0:36:27	少なくとも今のこの36ページ目の記載だけなのであれば、ちょっとその次以降の37ページ以降のところその旨だけ明確に書いといてもらえればいいかなという気はしましたけど。
0:36:42	四国電力重松です。37ページ以降の方で明確化したいと考えます。
0:36:53	あ、衛藤規制庁ニシウチです。
0:36:55	衛藤。
0:36:57	とりあえずその36ページ目の期待のイメージはわかりましたと。
0:37:01	ね、であれば先ほど言ったように、ちょっと少なくとも既許可の設計方針電発でうたっている耐火能力の考え方、タイ会議の考え方は変わってませんよっていうことは
0:37:13	例えば58ページ目とかの具体的な補足の部分の記載で書いといてもらえばより明確かなという気はしましたけど、資料の充実化をお願いしてもいいですか適時、
0:37:27	衛藤。四国電力重松です。承知いたしました。そう、58ページの(3)のところ詳細記載するにしたいと思います。
0:37:36	はい規制庁西内です。そうですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:39	藤、阿藤、あれですね先ほど重松さんから説明ありましたが、ここ1段の分離しないっていうふうにした時に聞いた説明ですよ。
0:37:48	具体的にはどういう廃棄体兵器の構造なんですかっていう話が多分この補足で充実され、復活するのかなっていう理解ですけど同じ認識でよかったですかね。
0:37:57	四国電力重松ですご理解の通りでございます。もう、
0:38:01	その添付の添とか、添付の3、
0:38:04	としてつけたものをまた復活させるようなイメージで考えてございます。
0:38:08	はい。規制庁ニシウチですわかりました資料が出てきたらまた事実確認させていただければと思います。
0:38:16	はい。ほかに火災関係何か規制庁側からありますかよろしいですか。
0:38:24	規制庁なんか細かいところですけど、コメント回答票の51の、
0:38:29	右の説明資料が、四条の地震による損傷の防止になってるので、ちょっと再度資料の確認をいただければと思います。以上です。
0:38:40	都市局で、本件トミオカでございますので承知いたしました。それよりもですね少しちょっと
0:38:46	衛藤岩根と説明資料回答のところになんかちょっと誤記等もございますので合わせて修正をさせていただきたいと考えてございます。
0:38:54	はい。吉池常務。
0:38:59	はい。規制庁西内です火災関係他にありますかよろしいですか。はい、じゃあ次52番ですかね安全施設の方ですかねお願いします。
0:39:09	はい。四国電力本店トミオカでございますそしたら52番、説明をさせていただきます。
0:39:14	重要安全施設につきましてですけども、適合のための設計方針につきまして共用しても、
0:39:22	完全性を損なわないということについては、28の説明も踏まえて、12ポートを共用しても十分に使用済樹脂を保管できるということを、
0:39:32	記載するということでコメントをいただいております。
0:39:36	資料2のところ
0:39:39	通し番号が、
0:39:43	110ページでございます。
0:39:47	はい。
0:39:47	A7についてその後、赤字を追記してございます。この先ちょっと読み上げさせていただきます。資料の27主要すいません、久保木リースの使用済み14貯蔵タンクは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:00	2以上の発電用原子炉施設において、冷却とすれば、
0:40:04	もう1号及び2号の手術実施をちよどした場合には、十分な貯蔵容量はコウゲ岸魚住中止貯蔵タンクの案ですけど、
0:40:15	もう損なわない設計とする。
0:40:18	というふうに支援をしたいと考えてございます。
0:40:21	今、大城がございましたけれども使用済み17報ウエキについては、適切に修正をしたいと考えてございます。
0:40:34	はい。規制庁西内です。
0:40:37	わかりました。規制庁側から何かありますか。よろしいですか。
0:40:43	はい。じゃあすみません続けて次の確認事項お願いします。
0:40:48	すみません。12条関係で補足説明資料の、
0:40:55	129ページのところもちょっと赤字で追記をした、してございます。
0:41:00	ちょっと簡単に読み上げをさせていただきます。
0:41:03	はい。
0:41:06	事業収入シントウタンクは2以上の発電用原子炉施設において共用するが、3号で特定する使用済み樹脂と1号炉及び2号炉で発生する使用済み樹脂に差異はなく、
0:41:17	番号における今後の使用済み樹脂は、推定発電の約30%年を、1号2号の廃止措置終了までの推定発生量合計119名を考慮して、
0:41:29	十分な超要員を確保することでございますという部分を追記してございます。
0:41:37	はい、規制庁西内です了解しますと。
0:41:41	ここも含めて規制庁がよろしいですか。
0:41:44	はい。
0:41:45	じゃあすみません続けてお願いします。
0:41:47	はい。そして、コメントリストナンバー53についてご説明いたしました。で、先ほどちょっと報告申し上げましたけれども、回答の欄、日付が11月に17日になってございますので12月10日に修正いたします。
0:42:04	申し訳ございません。
0:42:06	確認の内容でございますけれども、28条の適用のための設計方針につきまして、許可基準規則解釈による管理について、対応した。
0:42:19	そういうを記載するということでコメントを1枚でございます。
0:42:26	資料2の通し番号で100
0:42:30	24ページでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:33	適合のための設計方針ところであって修正させていただいております。ちょっと簡単にヤマネ読み上げます。
0:42:40	2 段目のところから使用済み樹脂貯蔵タンクは、使用済み樹脂の発生量を考慮して町道及び関係がいるとともに、独立した区画内に設け、漏えいを平均しできる設計オカにより、
0:42:55	ポジティブが万一漏えいした場合に適切に措置できるよう、放射性物質の汚染の拡大防止を高齡者設計とするというに修文してございます。
0:43:07	これに関しましては、25 ページ以降ですけれども、ハタケ箇所を修正してございます。
0:43:13	28－2 放射性廃棄物の貯蔵及び管理。
0:43:18	につきまして、通し番号 126 ページですけども、7 月のところに追記してございます。
0:43:24	また使用済み樹脂を適切に管理できるよう、塩水市長の多分推移確認、1 回、1 日に 1 回、使用済み樹脂のフローをよう確認。
0:43:35	3 ヶ月に 1 回等を判定定めていて承知でございます。
0:43:41	28 条に関しては以上でございます。
0:43:46	はい。規制庁西内です。
0:43:49	28 条関係規制庁側から何か確認事項ありますか。
0:43:55	よろしいです。
0:43:58	ちょっと 1 点だ形ですけど、すいません。
0:44:03	126 ページの、
0:44:09	使用済み樹脂の貯蔵量確認等を保安規定に定めて管理しているっていうのはこの既設のタンクに対しての話ですよ。
0:44:20	しかも電力内でございます。はい。今の保安規定ではその通りです。
0:44:25	はい。
0:44:28	規制庁西内ですけど、今回増設するタンクについてもこうしようと思っっているっていう説明があったと思えばいいんですけど。
0:44:37	四国電力、宇井でございます。はい。今回増設するタンクにつきましても同じ運用をしたいと考えてございます。以上です。
0:44:45	はい。規制庁西内です。単純に文章だけ読むと何かしている旨の説明しかないなのでその先の説明が読みづらかったくらいの話なんですけど。
0:45:00	あ、はい。今日今実施しておりますし新しい疎通につきましても同じ応援をしますので、予定考えておりますので、ぜひその旨がわかるような表現ちょっと一文だ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:11	いただきまとまります。以上です。
0:45:13	はいきちっとニシウチです。わかりましたと。
0:45:18	やっとうは、そっか。またこれ前回ヒアリングで確認してたら申し訳ないんですけどすいません。
0:45:24	この水位確認をする理由って何でしたっけ。
0:45:31	四国電力の予定でございます。樹脂の方は水と一緒に貯蔵してございまして実施の貯蔵状況を確認するという意味を込めて、そういう確認を実施しております。以上です。
0:45:42	規制庁西内です。
0:45:45	ドライ環境じゃなくて多分水につかっているよっていうことは理解できてるんですけど。
0:45:50	結局ここって遮へい計算とかでも真水それなりに減衰すると思うんですけど招聘できると思うんですけど、
0:45:59	そういう貯蔵状況の確認、要はちゃんとその遮へい、遮へい遮へいに期待するとかちょっとどこまで言うのかあれかもしれないですけど、
0:46:08	そういった遮へいの意味合いとか、あとはそもそも樹脂がそのまま固化しないようにとかそういういろんな意味合いがあると思うんですけど、そういう意味合いを含めて水位確認をしたってそういうことなんですかね。
0:46:21	色電力内でございますはいアノ受Cがですね、水に浸かった状態で死亡できていることを確認するというので、まだそれから言わないというところも含めまして、状況を確認するというので推移を見てございます。
0:46:36	規制庁西内ですわかりました。ごめんなさいまず、貯蔵状況の確認に水位が必要だと思っていることは理解できたんですけど、何でそれが必要だと思ってるかっていう理由だけムタが確認してもいいですか。
0:46:48	さっき私の遮へいのためとかあの樹脂が何か公開しないようにとかそういうふういろいろ言ったと思うんですけど。
0:46:53	四国電力として何を理由に考えてるんでしたっけ。
0:47:01	あとは考えられるのは単純に有効容量を超えないようにとか多分いろいろあると思うんですけど、何を目的に水位確認をしようとしているっていうことなんでしたっけ。
0:47:12	電力の井手でございます。ジューシーはですね見つかった状態で貯蔵してるということもございまして、水に浸かった状態からずっと下げるような

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:23	水に浸かった状態で貯蔵ができているという意味で、水で確認をしてございます。
0:47:30	はい。規制庁西内ですすみません若干繰り返しの質問
0:47:34	を聞きたくて、何をもってその水につけて管理することにしてるっていうことなんでしたっけ。
0:47:41	四国電力の井手でございます。2000 設定 17 を管理するといいますがの水じゃなくて、北井となってきましたとそこから立ったというものも発生する恐れもございませし、
0:47:54	将来、吸い出しさんにですね樹脂が固まらないという深まったらちょっと取り出しにくくなりますので、そういう意味を込めまして水の中で貯蔵するというようなものそれがその状態が生きていくというのを数字で確認してございます。以上ですね。
0:48:12	はい。規制庁西内ですわかりました一方 152 ページ見とい見ていただきたいんですけど、
0:48:22	152 ページのところだと遮へいのための水量っていうキーワードも出てくるんですよ。②線源体積のところですけど、
0:48:31	そういう意味では遮へい機能的な意味合いでも水にある程度期待してるんじゃないかなっていうふうにちょっとこの文章は読み取れたので、疏水確認する目的だけは明確にしておきたかったんですよ。
0:48:43	今の話だと遮へいは関係ないですって話があったんですが何かこの文章と若干マッチしないような気がしてそこの事実確認だけ取りたかったんですけど。
0:48:53	四国電力三嶋です。156 ページ、152 ページすいません。100、156 ページをちょっと確認見ていただきたいんですけども、
0:49:04	こちらの方で使用済み中小のタンク内部の水の遮へいについてっていうのを書いてございまして、通常のコンクリートの遮へい評価においては見える車両は期待してませんと。
0:49:14	一方で、主事長高間上部にあたる事情済み樹脂装置は第 4 区分でして、通常時の種々貯蔵タンクから主装置ですね、将来樹脂共同体まで指導する際については、
0:49:29	その部屋で、ポンプを挿入して移送操作をする操作もございませので、そういった場合には、作業員の被ばくの観点においてターゲットポンプ場が水の遮へい効果を期待している。そういった意味で、
0:49:41	右にさらに、1 の遮へいというのを書いてるような形になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:49	以上です。はい、社長西内です。わかりましたそうすると 152 ページのこの記載はどういう意味合いなんでしたっけ。
0:50:01	えっとこれ、九条水崎間が入るようまで私を入れれないという、そういう趣旨で
0:50:09	タンク上部による水遮へいを置くと、水野社長除くとそういった記載としております。規制庁西内ですすいません 152 ページのこの文章は、まさに今 56 ページの方で聞いた 156 ページで説明してもらった。
0:50:25	コンクリート上部のミミズ部分を除いたってそういう意味合いですか。
0:50:31	絞り込みまして、これ式の通りです。
0:50:34	わかりました規制庁西内です。
0:50:37	了解しました。だから水位確認をする目的平均はあくまで商品は関係ありませんよと。
0:50:43	先ほど水出さんがおっしゃっていただいたような、
0:50:50	すいません伊奈さんもう一度説明いただいてもいいですかすいませんちょっと若干の熱いします。四国電力でございます
0:50:58	一番の目的は
0:50:59	取り出しをした際に、地震が固まる
0:51:03	見せてないと固まって取り出しになるということを懸念いたしまして、それで、貯蔵できるようにという意味でございます。以上です。規制庁西内です。わかりました。
0:51:13	あとは貯蔵量の確認の方にも多分通じますけど、容量的な確認もあるんでしたっけ。
0:51:20	ちょうど樹脂の貯蔵量の確認もありますけど有効療養容量有効容量が一応タンク設定されてると思うんですけどそういう意味での水位確認しているんですかね。
0:51:29	四国電力の井手でございます貯蔵量につきましては、水系のレベルでもって管理していくものではなくて、実際に送り込んだ樹脂の
0:51:38	管理してございますので、そういう意味で貯蔵量の確認準備は津山に関係ないと認識しております。以上で、
0:51:46	規制庁西内です。
0:51:48	あれごめんなさい。
0:51:50	よって、水も含めての容量
0:51:52	でしたっけ。
0:51:53	認識が違いましたっけすみません。
0:51:56	四国電力の井出でございます。水を含めてといえますか樹脂の量、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:02	徴する樹脂の量です。水も含め
0:52:06	と言う意味はございませんです。規制庁西内です。わかりました。
0:52:12	だからあくまでここもう、それで、第 28-2-1 表で言ってる容量はこれ樹脂だけの容量の話って理解でいいでしたっけ。
0:52:20	四国電力の李でございますその通りも対応する。
0:52:24	ちょっとわかりました規制庁西内です。はい。この有効容量とそういうようにさ、ちょっと具体的な数字はないですけど、有効容量と総容量に差があるのは、まさにさっき最初に言っていたような上部の水の話とかそういうことですか。
0:52:40	四国電力の井手でございますはいご理解の通りでございますしてそのために水を考慮したものでございます。以上です。規制庁西内です。わかりました。だから容量的な確認はあくまで樹脂の移送時にそういった、
0:52:53	時の貯蔵量の確認っていうのを、移送時の情報とか含めて確認をしていますっていうことですね。泥酔確認の方については、ちゃんと使っていることを確認しますってそういうことですね。
0:53:05	はい。四国電力の井出でございます。ご理解の通りです。規制庁西内です明確に確認、理解できましたちょっとそういう趣旨がわかる文章にさせていただけると大変助かるんですけどよろしいですか。
0:53:16	四国電力の井手でございます。いずれあの指針、ちょっと質問終わりたいと思います。以上です。
0:53:24	はい。今の趣旨、理解いただくのとあとは、しているというよりは今後もするよっていうそういう趣旨の文章と多分二つが追加されるのかなと理解しましたけど。
0:53:34	衛藤規制庁側から他に何か確認ありますかよろしいですか。
0:53:38	はい。
0:53:39	すいません続けて続いかお願い続き、次を続けてお願いします。
0:53:47	主省電力本店トミオカでございます。そしたら、
0:53:54	コメントリストNoの 54 についてご説明いたします。
0:53:59	こちらですね工事が、補足説明資料で工事概要のところですけども条文整理表がございましてその第 6 条について、いただいているコメントでございます。
0:54:10	その

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:12	記載につきまして読み込むという別紙処理コア別紙 1-1 をお読み込んでいたんですけれども、これが本当に必要かというコメントをいただいております。
0:54:21	これはですね他の条文にはついていない六条にだけついていたというところもあって、整合性がないように見えるというところと、
0:54:29	ところで、すべてつける、こういった別紙をすべてつけるか削除するかというところについて検討するように言われております。
0:54:36	また六条につきましては査定の方を、建屋による防護以外もあるというふうに考えられるので、建玉についても読めるような記載に見直すことというコメントをいただいております。
0:54:50	資料につきまして、
0:54:56	通し番号で
0:55:00	10 ページでございます。
0:55:03	表 2 の第 6 条のところの備考の記載赤字のところを修文してございます。
0:55:10	でちょっと該当箇所だけ簡単に読み上げさせていただきます。本申請に多い、真ん中途中からですけれども本申請において増設する使用済み樹脂、
0:55:21	貯蔵関係についても同様にき損の現象補助建屋内に設置すると。
0:55:27	既設たと同様の設計とする。
0:55:30	既設置許可のウエキ方針にて申請対象設備の基準適合性が確認できるというふうに修文をしてございまして、こちらの別紙につきましては、既許可の記載の通りでござ
0:55:42	あったというところもあって、今回はかつ、
0:55:45	いうふうに修正をしております。以上です。
0:55:49	はい。規制庁西内です。
0:55:51	説明ありがとうございます規制庁側から確認ありますか。よろしいですか。
0:55:57	規制庁仲です。
0:55:59	先週は、前回のですねちょっとヒアリングを振り返ってということで、まずはその
0:56:08	前回の資料ですと既許可の設計方針を別紙 1-1 に示すということで、
0:56:14	この条文だけですねまだその期間も、
0:56:17	コピーをそのままつけてたことに対して他もつけてないし、ここだけつける意味があるのかと、す。なおかつこの情報自体がですね別に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:27	つけなくても我々としても把握してる状況であるということで、お話をさせていただいて今回、
0:56:35	削除するということについてはそこは了解しました。
0:56:41	それからですねあともう一つはついでにその既許可の資料を見て中でいろいろとすですね竜巻以外についても外部事象等がある中でですね、
0:56:51	それが網羅的に読めるような記載になっているのかどうかについて検討いただきたいというコメントをしたところです。
0:57:00	で、今回の修文の内容なんですけれど、まずはですね
0:57:06	赤字で、
0:57:09	後半の部分ですけど、
0:57:11	設置する等の後の既設タンク、
0:57:15	どう、同様の設計とすることからってというのはですねちょっと趣旨が違っていて、
0:57:21	あくまでも今回ワーキ許可許可された範囲内であるかどうかというところで言うそうですね。
0:57:30	企業間の中で既設タンクというふうに手法ですね、別に言ってるわけではないんで、ここは違うのかなと思ってます。
0:57:40	あとは設置する等々を入れているんですがここについてはですね一応、
0:57:47	最初の方からいくと、今回 2 行目からですけど、
0:57:53	原子炉補助建屋内に設置される既設の使用済み樹脂管、
0:57:57	もう福間入室については、
0:58:00	竜巻防護施設を配布する施設により、
0:58:04	構造県で処理する等により、一応、
0:58:07	竜巻を例としつつも、その他に想定される自然現象、人為事象に対する影響は少ない。だから
0:58:17	すべての事象に対して、
0:58:20	構造健全性を維持する等だから建屋内の下に須藤、いろいろあると。
0:58:26	ということで、
0:58:28	設計としているということに対して、本申請においてはということで、
0:58:35	前回の資料だと、
0:58:38	建屋内に設置することからといって等が入ってなかったんですけど、多分その許可との対応という関係で、等は、これが必要なのかなと。
0:58:49	いうように思ってます。そういう意味でちょっとちょっといろいろ、長々と言いましたけれど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:55	今回示していただいたところであればですね、下から、
0:59:00	この六条の欄の下から、
0:59:03	3行目で設置する等まではそれはそれで適切な対応かなと思いつつ、 そのあとの、
0:59:11	既設田尾。
0:59:12	と同等の設計とする。
0:59:15	ことからってというのは多分いらなくて、あとは最後の、
0:59:20	評価の設計方針別紙1-1に示すの括弧書きもいらないのかなという ような方針が、
0:59:27	ここの書き方としては適切なのかなと思いますが、いかがでしょうか。
0:59:34	四国電力本店トミオカでございます。
0:59:37	ご発言の趣旨、すいませんもう一度再度確認ですけれども、
0:59:41	江藤ミズタンと同様の設計とするという表現は、
0:59:45	施設ではなくてあくまで許可の範囲で読めるというところが重要と、殊そ ういった観点で書くべきというふうに理解をいたしました。
0:59:55	で、それを踏まえてですね、設置する
1:00:01	もう、
1:00:02	既設設置するとむしろ評価担保を設計することからの部分を、を削除を して、既発、既設置許可の設計方針にて、
1:00:12	申請対象の基準適合性の確認できるというふうな部分に修文すると、い うふうに理解をしておりますが生徒、
1:00:20	内容について合っておりますでしょうか。
1:00:22	はい。規制庁仲です。ちょっと少し私が夢ゲート補助建屋内に設置する ところII
1:00:29	機設置許可の設計方針にて、申請対象設備の基準適合性を確認という ところ。
1:00:37	が、前段の
1:00:40	機器設計方針等、適合してる方だと思いますが、
1:00:46	いかがでしょうか。
1:01:00	はい。江藤内容について理解いたしました。あと、その上で修文をいた したいと思います。
1:01:07	はい。よろしく申し上げます。
1:01:11	はい。衛藤規制庁西内です。
1:01:13	条文整理関係他に規制庁が何かありますか。
1:01:18	よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:25	少々お待ちください。
1:01:28	衛藤規制庁ニシウチですすいません私言いました。
1:01:32	衛藤。条文整理は以上で、続けて、55 番からですかね。はい。説明をお願いします。
1:01:40	当初の電力。
1:01:42	おはようございます。江藤元案件等、一つちょっと飛ばしているコメントリストのところがございます、ページ数で 10 分の 6 ページ、28-10、
1:01:54	についてちょっと先にご説明いたしたいと思います。ご説明いたします。
1:01:59	はい。四国電力の三嶋でございます。前回、
1:02:04	何か
1:02:06	審査会合から鮭の水の運用かってところが明確にということで、今回、コミュニケーションの方いただいております。
1:02:15	12 月 1 日の審査会合では、土、
1:02:19	実際地盤にはなりませんけれども、金曜日は十分限定される環境いたしました新桑野。
1:02:25	辻井真島より放管バスによる遮へい効果の高いコンクリートセグウェイ減衰が期待できるほどはいたしましたので修正いたします。
1:02:34	この辺について、前回の資料に追記しております。説明資料等については変更ございません。以上であります。
1:02:42	はい。規制庁西内です。
1:02:47	わかります。藤。はい。何かありますか市場がよろしいですか。はい。
1:02:53	じゃあ続けて次のコメントをお願いします。
1:02:59	ございます。コメントリストNo55 番について説明いたします。
1:03:06	こちらは福住良三工事のところ、
1:03:10	コース番号が 18 ページ。
1:03:13	14 ページのところでございます。
1:03:17	こちらに使っておりました関係のタイ%オチタイというところで、のは、薬とか、ズード配管とか言ってるのかっていうのがわかりにくいというところで、
1:03:28	記載を追記、修正をしております。
1:03:33	そうですけれども、
1:03:37	そうですね各配管についてアセスメントを追記した、これは当時の 13 ページのところ、それに耐えうる配管はどれかというところを、図上でお示ししているのが、14 ページ記載でございます。説明は以上でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:52	はい。規制庁西内です。
1:03:55	規制庁側から何か追加で確認ありますか。よろしいですか。
1:04:00	はい。
1:04:02	ちょっと。そっか。はい。はい。すみません。続けてお願いします。
1:04:07	はい。祝電安全の宮岡でございます。コメントリストを 56 番についてご説明いたします。すみません、このポンプRIS等でもですねちょっと誤記がございまして説明資料のところを、4、
1:04:20	ササキ 1 ポツ工事及び入ってますけれども、こちらにつきましては 10 条のところ該当するところがございます。ちょっと修文をいたします。
1:04:30	説明資料を、
1:04:33	防止のところコメントをいただいております。
1:04:46	資料につきましては、資料 2 の通し番号 102 ページのところでございます。
1:04:52	こちらの
1:04:54	④番のところの記載の下真ん中下の方を、アオキのところですがけれども、この自然災害等ということにつきまして具体的にどういった、
1:05:04	審査があるかってところを設置するように進めていただいております、その通り、沈没津波等という記載を追記しております。
1:05:15	中につきましては以上です。
1:05:18	はい。規制庁ニシウチですわかりましたと。
1:05:23	はい。
1:05:24	規制庁側から何か追加であります。
1:05:26	よろしいですか。
1:05:29	はい。
1:05:31	これはそれくらいです。
1:05:35	はい。
1:05:39	はい。わかります。
1:05:40	藤。
1:05:43	堀。
1:05:44	ちょっとだけ待っていただいてすみません。
1:06:01	はい。規制庁の技術は変わりますと。
1:06:04	西郷ですかねここは 57 番のコメント誤植直ただけですかね。
1:06:12	それミヤサカでございます。ご理解の通りでございます。
1:06:16	本削除しました。以上でございます。
1:06:20	はい。規制庁西内です。わかりましたありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:23	あと、コメントリストで1件だけ多分触れてないのが、一番最初のページの9、5号炉さんとかですかね。
1:06:32	汚職電力本店豊田でございます。申し訳ございません。こちらですね前回説明している内容でございます、黒野理事っていうか組アウトさせるもんでちょっと質問しております、審議としてございました後、
1:06:46	もうちょっとグレーで修正して別紙出させていただきたいと思います。
1:06:51	重要なところ、衛藤専務が1日審査会合マネジメントと記載していただいているんですけども、こちらはちょっと適切な記載ではないと考えてございますので、こちらの方を、ヒアリング等でいただいたコメントというふうになんか修正をさせていただきたいと考えております。以上です。
1:07:08	はい。規制庁西内ですそうですね。はい。
1:07:10	あとはちょっと、ちょっとこのタイミングで申し訳ないですけど一応全般的にコメントリスト脳腫確認事項の部分は、
1:07:20	ちょっとこれはどっちかという今後に向けての話なんですけど、うちが多分示すこととか、追記することとかってそういう表現であんまりしないと思うんですよね。
1:07:29	どちらかというヒアリングの中で事実確認をして、確認した内容については充実化してくださいっていうくらいの話だと思うんですよね。
1:07:38	だからどっちかっていうと
1:07:40	何か、最初っから示すことというよりかは追記することっていうかは、こういうことについて説明することっていう確認をしてるつもりで、その結果
1:07:50	説明していただいた内容が、補足説明の後ろの方に充実化していただいているっていう多分状況だと思うので、多分今後確認事項とかは基本示すことを追記することを追加することとかじゃなくて、
1:08:02	基本語尾が説明することになるのかなっていうふうには気はしています。多分大半の確認事項がそういうものだと私は理解しているので、ちょっと今後明確に共通認識取るためにもそういったところはちょっと
1:08:13	ご認識をいただければ嬉しいかなというところでアノを合わせてですけどお伝えしておきます。よろしいですか。
1:08:20	四国電力本店でございます。今いただいたコメントにつきまして趣旨、理解いたしました今後気をつけよりいたします。
1:08:27	はい。別に説明してもらって、そういったものを説明されたから、追加することというコメントをしてるだけ、そういう流れですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:36	それ流れで追加することだけ抜き出されるとちがあたかもその指示をしたような感じに見えちゃうのがちょっと誤解を与えるかもしれないので、一応この場で明確にお伝えをしておきますというだけの話です。
1:08:48	四国電力松丸でございますおっしゃる通りだと思いますこちらの方のちょっと記載が不足していたというふうに考えております。以後気を付けいたします。
1:08:57	はい。別に四国電力と私どもの間でその共通認識がとれてないとは思ってないので、あくまでこれ世間一般に公表される文章ものとして、
1:09:07	見たときに、多分そうやって読んでしまう人もいだろうなっていうところからコメントとしてこの次回以降お互いちょっとそこは認識をできればいいかなというところでお伝えをさせていただいた次第ですよろしくお願います。
1:09:20	はい。戸塚さん。はい。ありがとうございますよろしくお願います。
1:09:25	規制庁仲です。今の話のついでですけど、
1:09:29	自分が担当してるその何か、このコメントリストの 10 分の 10 の 54 をです
1:09:36	最初の方に条文整理表において、
1:09:39	何か、別紙 1-1 が必要か何かついてないため整合性がないように見えるためすべてつけるか昨日か検討すること、そんなような発言もおっしゃったのかもしれないですけど、
1:09:50	必要に、規制において、ついて検討は、位置付けなりを、
1:09:55	確認することぐらいですね、していただいた方が、お互いにあんまりここまで正直、
1:10:01	記す必要もないかなと思ってますんでこういう例も含めてですね少し今後検討いただければと思います。
1:10:09	四国ネモトでございますおっしゃられる通り位置付けについて整理することというコメント大で、我々がどうするかというところかと思っておりますので、結局的にいたします。
1:10:21	はい。規制庁西内です。少々お待ちくださいませもいいですか。
1:10:25	衛藤。規制庁、西内です。今言った話、ちょっとあくまでその対外的に誤解を与えないようにっていう観点、文字起こしのこの内容も含めての公開をしているので、ちゃんと聞いてもらえればそういうコメントしてないことはわかる。
1:10:38	要は省略して簡潔に書いているっていうことは十分、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:42	読み取れるとは思いますが、いつもこれ多分文章だけが独り歩きするのがいつものパターンなので、
1:10:47	そういう意味ではちょっとお互い
1:10:50	お互い話したことがちゃんと適切になるように、ちょっと資料の部分の表現とかは、ここはちょっと適正化をいただければ嬉しいなというところです。ちょっと最終的に出していただくと聞いにちょっと間に合えばお願いできれば嬉しいかなと思いますけどちょっと対応もご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。
1:11:10	おはようございます。コメントの趣旨を理解いたしました。適切に資料として提出いたし、いたしたいと考えてございます。以上です。はい。規制庁西内です。今の部分は、
1:11:23	おそらくコメントリストに起こす、起こそうとすれば多分適正化することって多分今の部分はそういうコメントだと思うんですね。これは明確に適正化をお願いした部分なので、
1:11:32	ただそれ以外の多分逐条とか大体いつも確認して、
1:11:35	整理して説明することとか、そういうコメントをいつもしてると思いますので、そこら辺は明確に使い分けられればいいかなというところでお話したつもりでしたよろしくお願ひします。
1:11:45	承知いたしました。
1:11:46	はい。改めてですけど、コメントリストでのそちらからの説明は以上っていう理解でよかったですかね何か他にコメントリスト外でも結構ですけど何か説明は事項ありますか。
1:11:57	江藤シモノ角谷でございます。コメントリストに関しての説明は以上でございますけれども、こちら社内でちょっと修正を必要と判断した箇所がございます、修正
1:12:09	をしております。それをですねと。
1:12:11	小柴船越古野、柴孝 138 ページの 29 条のところでございます。
1:12:17	ちょっとこちらについてちょっとご説明を申し上げたいと思います。
1:12:23	29 条をですけども、適合のための設計方針としまして、赤字箇所を終了してございます。
1:12:30	簡単にちょっと読み上げさせていただきます。
1:12:33	設計金融担当施設である塩見氏貯蔵タンクは、通常運転時において、発電用原子炉施設からの直接線及び者、スカイシャイン線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さい値となるように設計する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:49	具体的には発電主幹の使用済み実施園、使用済み燃料乾式貯蔵施設を除く。
1:12:56	施設からのガンマ線と、使用済み燃料を乾式貯蔵施設からの中性子及びγ線等を合算し、実効線量で年間 50mSvを超えない設計とするというふうな形で修文をさせていただきます。
1:13:16	29 条について以上でございます。
1:13:20	はい。規制庁西内です。
1:13:23	はい、ありがとうございます。規制庁側から何かありますか。
1:13:27	規制庁の中野です。今説明のあった 29 条の遅延についてお話を伺いたいたいですけれども、まずですね今回 29 条の前提設計方針について、修正をいただいた、変更の理由についてお伺いしてもよろしいでしょうか。
1:13:48	久米でございます。もともと設計基準対象施設の使用主所のタンクは既設を含めた、という記載ぶりから始めておったんですけれども、
1:13:59	2 種類、乾式貯蔵施設が、
1:14:03	設置許可の判断は、っていうか、こう言われてるんですけど、実際に設備は設置されてないと。
1:14:10	そういう所を含めて、ここについては、
1:14:13	施設ではなくて、既存の保護とか、テンパチの文書を運用いたしまして、し、
1:14:21	施設を含めた絵を見て、通常運転においてはツインお店カードを続けるっていう具体的なところに、
1:14:27	施設の考え方は、設備要求規則の解釈等を踏まえて、
1:14:33	可搬式、非常に拡張施設を除く、それからませんと。
1:14:37	塩見勝木調整官が中心ガンマ線とかササキという記載になっておりますので、その旨
1:14:43	させていただきます。以上です。
1:14:47	規制庁の仲です。
1:14:49	今、説明があったところの確認なんですけれども、既設を含めたということに関して、現在、建設中の乾式貯蔵施設があるのでそれを踏まえて、
1:15:01	具体化するために、現在、ある施設であるキャスク以外のものと、今建設中のキャスクを書き分けているという理解でよろしいですか。
1:15:18	福島氏、ご認識の通りです。
1:15:27	はい。規制庁西内ですけど、少しお待ちいただいてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:33	規制庁西内ですけど。
1:15:36	ちょっともう少し具体的にお聞き確認したいんですけどね。
1:15:41	ちょっと説明が何か二つまざっていたように聞こえてですね。
1:15:48	まずは既設を含めたってもとと書いてましたと。でもこの乾式貯蔵建屋って今まさに工認を受けて建設中ですよ。だから既設 5 に含まないので、
1:16:00	何かちょっと多分記載を考えなきゃいけないよねって思いましたっていうそういう理由が一つと、あと説明の中で、解釈では何かキャスク書き分けているからみたいなそういう説明が何か聞こえちょっと途中で一瞬間こえた気がしたんですけど。
1:16:14	何かその二つの理由から来てるもの。
1:16:18	と、何か今説明を聞いててちょっと推測をしたんですけど、何か前者の理由は何かすごいわかるんですよ。
1:16:25	わかりやすいんですけど公社って何か関係あるんですけど。
1:16:30	本社関係はなくて
1:16:34	南波線と中性子束ガンマ線を書き分けというのは
1:16:39	この解釈を踏まえた、本文の記載通りですと、そういった趣旨で回答しております、
1:16:45	手術中に関してというか、乾式貯蔵施設も含めてそういう趣旨での記載ぶりということで、経オオハシそういう形になります。
1:16:56	本文の記載は当然設置許可規則等を踏まえた記載としてます。そういった補足にはなりませんのであまりこういう先生はあまり関係ないかなと思います。以上です。
1:17:07	藤。規制庁西内です。ちょっとすみません赤字の前を若干見たいんですけど、もともと既設を含めた
1:17:17	直接線とスカイシャイン線によるって書いてましたよね。で、そのあとの具体的には 1 本とこって、これ変更前って何て書いてましたっけ。
1:17:26	書いてないです。具体的には実効線量健康住宅ロシーベルトを超えない設計とする。そういった記載しております。わかりました。わかりました。ありがとうございます。衛藤。
1:17:37	あれですかねそっか。
1:17:42	あ、
1:17:43	高わかりましたまず書き分けようと思った理由は既設を含めたっていうところ。
1:17:48	2、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:49	既設だけ各党、乾式貯蔵建屋が含まれないような記載になってしまうのでそこを明確化しましたっていうそれだけのまず理由ってことですね。
1:17:57	今日の通りです。規制庁西内です。わかりました。
1:18:04	じゃあ、今度、具体的にはの方ですけど、
1:18:08	乾式貯蔵施設用はキャスクですよね要はキャスクを除いた他の施設からのガンマ線ですねこっちは。で、キャスクの方は中性子線とガンマ線で、ここは基準に沿ってるっていう理解ですけど、実際にこうやってるって理解でいいんですよね。
1:18:24	ご認識の通りです。わかりました。ちょっとすいません乾式貯蔵建屋の方の時の許可をと、ちょっと照らしてみたいんですけど。
1:18:35	その時には、
1:18:42	ちょっと待ってください。すいません。
1:18:48	キャスクの方のタイミングでも中性子線もちゃんと考慮するって書いてもらってたんでしたっけ。
1:18:55	キャスクの時については、もともとの原案ですね設計基準対象施設ショウジュショウガンコダマ今回記載しておったんですけどもその
1:19:06	中央部次長の丹側が、使用済み燃料乾式貯蔵、
1:19:11	排泄は津波で、あと既設を、
1:19:15	含めた、満たす流れとしてございまして具体的には以降はもう、具体的には実効線量予定と、取り組みを考慮して鉄道本部とちゃんとなっております。
1:19:25	相関式を踏まえて、関で対処して塩見室長の担当は宇都赤間式の記載とをした当初申請としておったんですけども、
1:19:36	乾式についてまた建設中という断面でちょっと記載ぶりを直したものでございます。以上です。はい。規制庁西内ですわかりました。だから乾式の時にもう、ちゃんとそのキャッシュ
1:19:48	福からの中性子線は考慮してたってそういう理解でいいんですよね。ちょっとそこまで具体的には書いてなかったんですけどってそういうことですよ。
1:19:55	そこで括弧ですね今、菅コガオチよければ
1:20:00	藤寛悟の 58Kさんをご確認いただきたいんですけども、大丈夫でしょうか。はい、どうぞ。
1:20:11	現行の許可の現行の許可保障番号どこら辺ですかね。
1:20:18	そうですね。確か 58 ページなんですけど、ページ数が、
1:20:24	頭のは、支所周辺における直接線等からも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:29	多分ですねちょっと見ているページが違う気がする、見ているものが多分違う気がする。単純に項目名とかで、
1:20:36	とり方ずにそれをあれですねこちらの方ではもうすでにもらってる申請書なので、ちょっと後で確認しておきますけど、ちゃんとそのあれですか設計方針のところじゃなくてテンパチの本省、
1:20:48	実際に施設についての設計方針を書いている所では、そういった中性子線キャスクからの抽選性も考慮するまではちゃんと書いてるってそういう理解でいいんですかね。
1:20:58	フクイアノ本部の方ですね、結局同じこの書いては、今回達成として本来マークしております。
1:21:05	なんで、そういう形です。はい。
1:21:07	わかりました。本文レベルでちゃんと書いてるってそういうことですね。そうですか。はい。規制庁西内です。わかりました。で、この点、
1:21:17	138 ページ目の部分では、そこら辺を明確に記載しましたよってそういうことですね。
1:21:25	それ以上にこっちの通りです。
1:21:30	瀬戸ニシウチですわかりました。
1:21:37	社長ニシウチです。
1:21:40	ふうん。
1:21:42	これちなみに使用済み燃料乾式貯蔵施設、
1:21:47	キャスクじゃなくて、この乾式貯蔵施設って書いているところは、
1:21:53	要は、
1:21:54	結局この中キャスクしかないんですってそうやって思えばいいんですけど。
1:21:58	アマノ結局一緒か、結局両方ともγ線を考慮してるかまど、
1:22:02	どう求めても結局一緒か。
1:22:04	だから重要なのはちゃんとキャスクについても中性子線考慮してますよってそういうのをちゃんと明確に書きたかったとそういうことですか。
1:22:12	社名はそういった認識で、この文章の本文どういので、そういった趣旨で明確化しなかったということかなと考えております。以上です。
1:22:21	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
1:22:25	わかりました。少々お待ちくださいでもいいですか。
1:22:32	規制庁西内です。すいませんちょっと乾式貯蔵建屋の許可の申請書がですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:39	ちょっとすいません今の会議室の方にはいるんですけどぱっと出てこなそうで、ちょっと申し訳ないんですけども本文に、ここの部分どうやって書いてるかだけ読み上げていただいてもいいですか。
1:22:55	執行部としまして読み上げさせていただきます。
1:22:58	設計基準対象施設は、通じる運転時において、発電用研修施設から直接線及び使い賛成による敷地周辺の空間線量率が十分に低減、
1:23:12	括弧、
1:23:13	発電所内の使用済み燃料乾式貯蔵施設を除く他の施設からのガンマ線と周済み燃料乾式貯蔵施設からの中性子線及び中性子及びγ線等が発生し、
1:23:26	実効線量で1年間当たり50mSv以下となるように、括弧閉じることができる設計とすると記載してございます。以上です。
1:23:35	うん。規制庁西内です。
1:23:38	オカヤマシタそれが138ページ目の記載だと、多分括弧書きの内容を多分具体的に割って出してもらったってことをしているのと、あとは多分十分に軽減できるっていうようなキーワードを多分合理的に達成できる限り小さい値となるように設計するっていうふうにならざるにちょっと具体的に
1:23:55	ブレイクダウンしてもらっているとそういう二つの変更点はあるものの、ただ本文ベースでもちゃんと書いてる内容ですってそういうことですか。
1:24:02	SCHOOLにはその認識の通りです。わかりました。テンパチは結局本部と同じレベルしか書いてないんでしたっけ。テンパチっていうのもこのすいません設計方針以外の部分のテンパチ。
1:24:13	了解してページの方も、2度文書になって、そちらについて読み上げた方がよろしいでしょうか。できればそこもお願いしてもいいですかすいませんちょっと明確にここで確認しちやいたいのので、
1:24:24	了解しましたちょっと最初の方は発電所内の一般公衆が受ける被ばく線量については、
1:24:31	核原料物質または核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく、整理診療限度等を定める告示、
1:24:40	ミギタ線量計画を定め、ご自由に定められた周辺監視区域外の値が十分小さくないようにするとともに、
1:24:47	通常運転日における直接線量及び開催線量については、人の居住の可能性のある敷地境界において、発電所内の使用済み燃料乾式貯蔵施設を除く他の施設からのガンマ線と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:01	小児燃料乾式貯蔵施設から中性子線及びガンマ線等を合算し、実効線量で年間 50mSvを超えないような設計設計とするという記載となっております。
1:25:14	うん。はい。
1:25:16	既設ニシウチです。わかりました。
1:25:19	はい。何か、今の話を聞けば概ね、はい。理解はできたかなあというふうに思ってますけど。
1:25:27	大分ここまでよく、何かよろしいですかね規制庁側からは、
1:25:31	ちょっと後すいません 1 点だけ、すごい細かい話で申し訳ないんですけど、138 ページの、もう 1 回文章を読みたいんですけど、
1:25:40	1 行目と 2 行目の部分なんですけど具体的には、
1:25:43	使用済み樹脂貯蔵タンクは、
1:25:46	修正前は、タンクは既設を含めた原子炉施設からのっていう形で、何か文章が繋がってたんですよね。要は多額については、他の施設も含めて、ちゃんと低減できるように設計しますよって書いてたんですけど、
1:25:59	タンクは発電用原子炉施設からのっていうふうに書いたときに、意味合い的にはどうやって読めばいいのかわかっていただけなんですけど。
1:26:09	要は一行一行目っていうあれで具体的にはより前のパラグラフ、前ノダ前の文章の理由なんですけど、今の記載だと、タンクは発電用原子炉施設から
1:26:22	って言ってるのが、要は、
1:26:24	単管系の話をしたいのか、タンクとその他の施設を含めた 3 つ話したいのかが若干具体的にはより前の文章だとなんか若干読みにくいかなっていう気がしちゃったんですけど。
1:26:40	言いたいことわかりますか。伝わりますか。
1:26:45	宿題をします。若干読みづらいついていう、前の文章のが読めるといえはいいんですけど前の文章にも文章としては、
1:26:55	今の趣旨の方が、設置区が基準規則、
1:27:01	今日は上の文章のセキュリティ対象施設は通常運転時において、発言を減少率が直接及び世界勢力向上当初グループチームマネージャならない。
1:27:11	に関しては会社だというイメージなのかなとそういうふうに考えてございます。以上です。
1:27:20	結局規制庁ニシウチですけど結局、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:23	だからタンクだけじゃなくて、タカオ含めてもう大丈夫だよっていうことを説明したいわけなんですよね。今回も、
1:27:32	そういうおいしいです。それを具体的には、特に以下については、
1:27:38	一線類を今言っておるんですけれども、含めた
1:27:43	伊勢別所さんも含めたものとはしております。以上です。
1:27:51	なんか、意味合い的にはむしろ一番最初が、使用済み樹脂貯蔵タンクを含む設計基準対象施設はあってすれば何かより明確かなという気も若干しましたけど、
1:28:07	細部については、検討する、いたします。とりあえず具体的にはの部分でより明確にしてもらってるのでっていうことですかね。
1:28:19	はい。ウェブとして、ちょっと読みづらいところあるかもしれないんですけど四国電力としては少なくともちゃんとタンクも含めた、全体でなるように説明をしようとしている具体的な部分を明確化していただいたってそういう説明があったと思えばいいですね。
1:28:34	あ、すみません、ご認識の通りです。
1:28:38	はい。
1:28:39	ちょっとだけお待ちください。
1:28:45	なんか読めなくはないですよ。
1:28:50	でも読めなくはないから。
1:28:54	ニシウチです。衛藤。
1:28:57	ちょっと1回考えたんですけど。
1:29:00	やっぱりあれですね
1:29:02	何か部分的には何か理解できるものの、あとは多分誤解がないようになっていただけだと思うんですよ。
1:29:08	今多分主語はタンクになってるんですよこの文章って1アノ111文目の文章って。
1:29:14	タンクは発電用原子炉施設からのっていうふうにいと思うんですけど。
1:29:21	だから、
1:29:23	何て言うんですかね、丹空、この発電用現象施設からのっていう部分が文意的に多分他の施設も含めた発電用下、要はタンクと他の施設も含めて、
1:29:34	発電用原子炉施設全体で低減できるようにっていうふうが多分読むんですってそういうことだと思うんですけど、やっぱり1行目の文章の主語が、タンクはってなっちゃってる部分で多分誤解を、
1:29:44	与えてしまうんじゃないかなあという気がして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:48	さっき私が言ったようなイメージで私はとらえているんですけど、使用済み樹脂貯蔵タンクは、火災使用済み樹脂のタンクを含む、
1:29:57	今回増設するって頭につけてもいいかもしれないんですけど要は今回追加する使用済み樹脂貯蔵タンクは、設計基準タイアガワセ、今回追加する設計、今回追加する使用済み樹脂貯蔵タンク、
1:30:09	を含む設計基準対象施設については、こういうふうにご設計します。
1:30:14	ていう主語の方が、趣旨をとらえていて、より誤解を与えない文章なのかなあとこの気はしました。四国電力の方の説明を聞いていても私は何かそういう読み方と受けとめたんですけど、認識がちょっと違いましたかね。
1:30:32	省略しますご認識の通りですので、記載について見直すように検討いたします。以上です。
1:30:40	はい。規制庁西内です。そう。そうですね。あと今回増設するとかそこら辺までは別に書かなくても
1:30:47	水に使用済み樹脂貯蔵タンクを含む設計基準対象施設は、
1:30:52	の方が、
1:30:54	四国電力の説明内容にも何かスツて入ってくるのかなってこの気はしたのでちょっとご確認をいただければと思いますよろしいですか。
1:31:02	四国電力三島承知いたしました。
1:31:05	はい。
1:31:07	29 条関係規制庁側から他にありますがよろしいですか。
1:31:12	はい。
1:31:13	衛藤。
1:31:14	四国電力側からの追加での説明は特段ないですかよろしいですか。
1:31:22	富岡でございます。説明としましては、以上でございます。はい。規制庁側から何か全体通してあと追加でありますか。よろしいですか。
1:31:34	はい。
1:31:35	すいません最後にスケジュール感だけ確認をさせていただきたいんですけども、
1:31:41	衛藤、前加古先日審査会合やりまして、大枠の設計方針を説明いただいて、出ちゃう。今日そのあと、少し一部訂正をしたような部分も事実確認をさせていただいたところですよ。
1:31:55	概ね会合で話をしたような内容での補正事項っていうものが今後来るのかなと思いますけども、何か具体的なめどとか立てますかねそこら辺のスケジュール感も含めて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:05	四国電力側から何かあればお願いします。
1:32:10	上岡でございます。
1:32:13	計算としまして今考えてございますスケジュールですけれども、14、12月の14日に補正等を提出させていただきたいと。
1:32:23	いうふうに考えているところでございます。
1:32:28	すみません、若干、大事な部分だけ聞き逃しちゃったんですけど、14日でしたね。
1:32:35	はい。12月14日に補正に関する補正書ですね、
1:32:41	瀬戸様にご提出をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。
1:32:46	はい。規制庁西内ですわかりました。今日少し事実確認した内容とかも含めて18日に補正申請がなされるってそういうことです。
1:32:55	知久目黒%ミイオカでございます。ご認識の通りでございます。
1:32:59	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
1:33:02	多分補正の内容も踏まえた補足説明資料のセット版みたいなものが最後出てくるのかなと思いますけどそれもでき次第っていうことでしょうかね。
1:33:12	歩数説明書につきましてもでき次第でどう、そうさせていただきたいと考えてございます。
1:33:18	はい。規制庁西内ですわかりました。一応18日予定ということで補正申請が出てくると、あとは補足説明資料、その要点をまた踏まえて、
1:33:30	事務局で確認してまた何回もヒアリング等々をさせていただければと思ってます。
1:33:35	はい、角さんとか爾見本店でございます。承知いたしましたよろしく願いいたします。
1:33:40	はい。
1:33:41	規制庁側から何かスケジュール感よろしいですか。はい。
1:33:45	四国電力側からスケジュール含めた全体通してですね何かありますかよろしいですか。
1:33:51	四国電力本店トミオカでございます。こちらは特にございません。
1:33:55	はい、規制庁も全体よろしいですかね。はい。
1:33:58	すみませんちょっと、ちょっと超過しちゃいましたけども今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思っておりますありがとうございます。
1:34:05	ありがとうございます。じゃあ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。